

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、その翌日  
が休日である)  
の翌日

## 告示

### 鳥取県告示第六百七十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき倉吉市長職務代理者倉吉市助役から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三百三条第四項後段の規定による第二福守団地土地区画整理事業（第二工区）の宅地の換地処分  
の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成六年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 目次

◇ 告 示 町等の区域の変更（市町村振興課）

字の区域の変更等（ ）

生活保護法による医療機関の指定（福祉保健課）

生活保護法による診療所の休止（ ）

生活保護法による診療所等の廃止（ ）

青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）

保険医療機関等の指定（保険課）

県営土地改良事業計画の決定（農村整備課）

土地改良法による換地処分（ ）

保安林の指定の解除予定（四件）（森林保全課）

土地区画整理法による換地処分（都市計画課）

宅地建物取引業法による公開による聴聞（建築課）

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく公開による聴聞（ ）

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（平成六年二月八日現在の地番による。）
西福守町字貝ヶ場	西福守町字貝ヶ場のうち六三三の五以外の区域 西福守町字和田々六五三の二及びこれと一体をなす国有地 福守町字穴エゴ四二八と一体をなす国有地の一部 福守町字長総サ四九四の一部、四九六の一部、四九七の一部、四九八及びこれらと一体をなす国有地 福守町字野ノ下五二七の三の一部
福守町字長総サ	福守町字長総サのうち四九四の一部、四九六の一部、四九七の一部、四九八、五二二の四の一部、五二二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 福守町字穴エゴ四二八と一体をなす国有地の一部 福守町字野ノ下五二七の三の一部、五二七の七、五二七の九から五二七の一三まで、五二七の一四の一部、五二八の二の一部、五二八の四の一部、五三二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 西福守町字貝ヶ湯六三三の五の一部

福守町字野ノ下	福守町字野ノ下のうち五二七の三、五二七の七、五二七の九から五二七の一三まで、五二七の一四の一部、五二八の二の一部、五二八の四の一部、五三二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 福守町字長総サ五二二の一の一部、五二二の四の一部及びこれらと一体をなす国有地 西福守町字貝ヶ場六三三の五の一部
西福守町字和田々	西福守町字和田々のうち六五三の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域
福守町字穴エゴ	福守町字穴エゴのうち四二八と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第六百七十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による小田川地区第一工区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成六年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成六年三月九日現在の地番による。）
大字河崎字立ノ宮	大字河崎字立ノ宮のうち二三七、二三八、二四一と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字太田字大ノ田	大字太田字大ノ田のうち九六の一の一部、九七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字太田字前田九九、一〇〇の一、一〇一の一、一〇二の一、一〇三の一、一〇九の一の一部、一〇九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字太田字前田	大字太田字前田のうち九九、一〇〇の一、一〇一の一、一〇二の一、一〇三の一、一〇九の一、一〇九の二、一〇一〇の一から一〇一〇の三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇九の三と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字太田字小川宮ノ下	大字太田字大ノ田九六の一の一部、九七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字太田字前田一〇九の一の一部、一〇九の二の一部、一〇一〇の一から一〇一〇の三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇九の三と一体をなす国有地の一部 大字太田字小川宮ノ下の全域 大字太田字美取谷一八〇の一三及びこれと一体をなす国有地の一部 大字河崎字立ノ宮二三七、二三八と一体をなす国有地の一部
大字太田字美取谷	大字太田字美取谷のうち一八〇の一三及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域 大字河崎字立ノ宮二三八、二四一と一体をなす国有地の一部
大字太田字治郎丸	大字太田字治郎丸のうち一九九の五から一九九の八まで、一九九の九、一九九の一〇、一九九の一以外以外の区域 大字太田字宮ノ越二一六から二一八までの一部及び二一六から二一九まで、二二〇の二、二二二と一体をなす国有地の一部 大字本庄字下畑ケ四一五の一及びこれらと一体をなす国有地 大字本庄字若宮四五〇の一、四五〇の二、四五〇の三、四五〇の四、四五二、四五三の二の一部、四五五から四五七まで、四五八の一部、四五九の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字本庄字福元七〇九の二の一部及び七〇九の一、七〇九の二と一体をなす国有地の一部

大字太田字宮ノ越	大字太田字宮ノ越のうち二一六から二一八までの一部、二二〇の二の一部、二二二、二二二一次の一部、二二二、二二三、二二四の一部、二二五の一部、二二三の一部、二四六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二一八、二一九、二二〇の二、三二六の一と一体をなす国有地以外の区域 大字太田字沢田二四九の一部、二五一の一部、二五二、二五三の一部、二五三内第一、二五四の二の一部、二五四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字本庄字中溝七二八の一部、七三一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字本庄字有町七六二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字太田字沢田	大字太田字宮ノ越二四六の一部及び三二六の一と一体をなす国有地の一部 大字太田字沢田のうち二四七の一部、二四九の一部、二五一の一部、二五二、二五三の一部、二五三内第一、二五四の二の一部、二五四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字太田字光寺二五七の三及びこれらと一体をなす国有地 大字太田字穴田の全域 大字太田字有町二六五から二七二まで及びこれらと一体をなす国有地 大字太田字サバイ二七三、二七四及びこれらと一体をなす国有地 大字本庄字有町七六二の二の一部及び七六二の六と一体をなす国有地の一部
大字太田字光寺	大字太田字光寺のうち二五七の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字太田字有町	大字太田字有町のうち二六五から二七二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字太田字サバイ	大字太田字サバイのうち二七三、二七四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字本庄字下畑ケ	大字本庄字下畑ケのうち四一五の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字太田字治郎丸一九九の五から一九九の八まで、一九九の一〇、一九九の一
大字本庄字若宮	大字本庄字若宮のうち四五〇の一、四五〇の一四、四五〇の一八、四五二、四五三の二の一部、四五五から四五七まで、四五八の一部、四五九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字本庄字福元七〇三、七〇六、七〇八、七〇九の一と一体をなす国有地の一部
大字本庄字福元	大字本庄字福元のうち七〇九の二の一部、七一五の二の一部及び七〇三、七〇六、七〇八、七〇九の二、七〇九の二、七一五の二と一体をなす国有地以外の区域 大字本庄字神子谷七一七、九〇九と一体をなす国有地の一部 大字本庄字神子谷口七二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字本庄字中溝七二七から七二九までの一部、七三一の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字太田字宮ノ越二二〇の二の一部、二二二、二二二一次の一部、二二二、二二三、二二四の一部、二二五の一部、二二三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大字本庄字神子谷	大字本庄字神子谷のうち七一七、七一八、七一八次一、九〇九と一体をなす国有地以外の区域
大字本庄字中溝	大字本庄字福元七一五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字本庄字神子谷七一七、七一八、七一八次一、九〇九と一体をなす国有地の一部 大字本庄字神子谷口のうち七二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字本庄字中溝のうち七二七から七二九までの一部、七三一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字本庄字船山下のうち七四〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字本庄字椎木谷口七四一から七四三まで、七四四の一、七四

大字本庄字有町	大字本庄字船山下七四〇の一部及びこれと一体をなす国有地 大字本庄字椎木谷口七四七の二の一部、七四七の四、七四八の一部、七四九、七五〇、七五一の二、七五二の二、七五三の二、七五三の三、七五四の二、七五五の二の一部、七五五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字本庄字椎木谷七五七の一、七五九の一と一体をなす国有地の一部
大字本庄字椎木谷	大字本庄字椎木谷のうち七五七の一、七五九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字本庄字大池	大字本庄字椎木谷口七五五の一、七五五の二の一部、七五五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字本庄字有町七六三の一の一部及びこれと一体をなす国有地 大字本庄字大池の全域
廃止する字の名称	大字太田字穴田、大字本庄字神子谷口、大字本庄字船山下、大字本庄字椎木谷口

鳥取県告示第六百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により次のとおり告示する。

平成六年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団 小森眼科クリニック	境港市元町一〇八三―七	平成六年八月二十六日
大山町国民健康保険 大山口診療所	西伯郡大山町末長二九〇―七	平成六年九月五日
医療法人社団 石田クリニック	倉吉市鍛冶町一丁目二九一―二四	平成六年九月七日
プラザクリニック	鳥取市立川町五丁目二五六―一	平成六年九月十四日
岩本医院	米子市尾高三〇四―五	〃
いずみ薬局	米子市上福原一八三九―一	平成六年九月十九日

鳥取県告示第六百七十七号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成六年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
駅南産婦人科クリニック	鳥取市富安一丁目一三九―二	平成六年八月十日

鳥取県告示第六百七十八号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所及び薬局を廃止した旨の届出があったので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成六年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
小森眼科クリニック	境港市元町一〇八三―七	平成六年七月三十一日
石田クリニック	倉吉市鍛冶町一丁目二九一―二四	〃
大津医院	倉吉市福吉町一三八九―五	平成六年八月三十日

鳥取県告示第六百七十九号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成六年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	題 号	発行記号等	類 別
5121	雑誌の刊行物	投稿ニャンニャン倶楽部5月号	雑誌 06983-5	（俄）白夜書房
5122	〃	投稿ニャンニャン写真7月号	雑誌 16747-07	（俄）サン出版
5123	〃	激写通信11月号	不明	青春画報
5124	〃	快楽のパラダイス	N.O. 15	北陽出版
5125	〃	空想ろしい絶頂	N.O. 16	北陽出版
5126	〃	絶頂の輝やき	ISBN-06-2532 BQ-16	フラワー出版
5127	〃	淫乱少女ハード写真集 愛しのツツク様	G A - 9	ジイーター出版
5128	〃	B I G B U S T	BOOK.NO. ANG-21	DANDY. P L A N
5129	〃	恋の扉	BOOK.NO. ANG-23	DANDY. P L A N
5130	〃	F R A N K 0 5 1994 May	雑誌 17793-5	ピデオ出版
5131	〃	マスカットノート5月号	雑誌 08345-5	（俄）大洋書房
5132	〃	アップル写真館94 5月号	雑誌 01447-5	三和出版
5133	〃	バナナ通信7月号	雑誌 17591-7	三和出版
5134	〃	熱写ボイ1994 6月号	雑誌コード 02189-6	株ラソ出版
5135	〃	G O K U H 1994 5	雑誌 13873-05	株東京三社
5136	〃	COMIC パイナップリン 10月号	雑誌コード 11438-10	株英知出版

5137	〃	漫 画	10月号	雑 誌	18327-10	株式会社
5116	〃	漫 画	9月8日増刊号	雑 誌	27436-9/8	ニ
5139	〃	キ ャ ン デ ー タ イ ム	10月号	雑 誌	12911-10	富士美出版
5140	〃	C O M I C パ ー ビ ー	10月号	雑 誌	03849-10	フランス書院
5141	〃	C O M I C キ ャ ン デ ー タ イ ム	海賊版10月号	雑 誌	12877-10	富士美出版

鳥取県告示第六百八十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ第三一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大津医院	倉吉市福吉町一三八九一五	平成六年八月三十一日
福永医院	気高郡青谷町大字青谷四三〇〇一七	平成六年九月一日
よしだ歯科医院	鳥取市瓦町五〇五	平成六年九月十六日
清水歯科医院	鳥取市立川町五丁目一〇〇一	平成六年九月十七日
川本医院	東伯郡東伯町大字保五一二	平成六年九月二十一日

クリニック三上歯科	米子市昭和町七六	平成六年九月二十四日
鳥医院	鳥取市湖山町四一三七一	平成六年九月二十六日
医療法人明和会渡辺病院	鳥取市東町三丁目三〇七	平成六年十月一日
尾崎病院	鳥取市湖山町三六八三	〃
木村内科医院	米子市天神町二丁目三五	〃
医療法人社団大谷医院	八頭郡家町大字宮谷三二一五	〃
福井医院	東伯郡東伯町大字劬一六〇一一	〃
加納医院	西伯郡淀江町大字佐陀二〇六一	〃
山口歯科医院	米子市錦町三丁目九〇八	〃
大月歯科医院	倉吉市上井三三三一一六	〃
下村歯科医院	日野郡溝口町溝口一七五	〃
林兼太郎薬局	鳥取市川端四丁目二一五	平成六年九月十六日
いずみ薬局	米子市上福原一八三九一一	〃
皆生堂薬局	米子市皆生二七二六	〃
森下薬局	境港市幸神町三五七	〃
福市薬局	気高郡気高町大字勝見六九〇	〃
倉恒薬局	鳥取市相生町四丁目四一六	平成六年十月一日
紀の川薬局	米子市上福原一五九三 曾根ビル	〃
武本薬局	倉吉市西倉吉町二二一四	〃

**鳥取県告示第六百八十一号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営広域営農団地農道整備事業東伯中央地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成六年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成六年十月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所、関金町役場、大栄町役場、東伯町役場及び赤碕町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

**鳥取県告示第六百八十二号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る小田川地区第一工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成六年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第六百八十三号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡家町大字大門字平木谷八七〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。

**鳥取県告示第六百八十四号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字安蔵字横谷一〇九七の一・字カイノ谷一〇九八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。

**鳥取県告示第六百八十五号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字下中谷字驛牛山三三六二の一・三二七七次一（以上二筆について

次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第六百八十六号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成六年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町宮内字鬼林山一三三七の一・一三三七の二・字大平ル一三三九・字大菅谷一三四六の五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第六百八十七号**

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三百三条第三項の規定に基づき、鳥取県住宅供給公社から第二福守団地土地区画整理事業（第二工区）の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成六年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第六百八十八号**

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十八条の二第一項の規定による処分について、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定により告示する。



平成六年十月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 聴聞の期日

平成六年十月十四日 午前十時から

二 聴聞の場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁第一会議室

三 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市叶一丁目四一八 岸野高春

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成六年十月四日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

遊技機の種類	型 式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	迷宮伝説	株式会社竹屋
〃	ドンキホーテ	豊丸産業株式会社
〃	勝負伝説	〃

鳥取県公安委員会告示第七十八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

平成六年十月四日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

一 聴聞の期日及び場所

平成六年十月十九日 午後一時

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室  
(鳥取県庁本庁舎七階)

二 被聴聞者の住所及び氏名

米子市東福原一四九八―四三  
アイビーシーサイドハイツ

鎌本 武